

別表

要件工事基準点算出表

区分	番号	工事内容	基準点
第1 【減災・部分補強】	1	住宅の既存部分の壁(幅が90cm以上のものに限る。)を筋交い等で補強する工事	10点/箇所
	2	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所
	3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所
	4	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所
	5	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所
	6	柱、梁又は筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所
第2 【寒さ対策・断熱化】	1	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事
	2	二重建具又はペアガラス等の設置工事	5点/箇所
	3	熱交換換気システムの設置工事	4点/箇所
	4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²
	5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下に設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所
第3 【バリアフリー】	1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²
	2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所
	3(1)	浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²
	3(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所
	3(3)	浴槽の出入りを容易にする設備の設置工事(固定式移乗台、踏み台等)	2点/箇所
	3(4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具の設置又は取替え工事	3点/箇所
	4(1)	便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²
	4(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所
	4(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所
	5(1)	長さ100cm以上の手すりを取り付ける工事	2点/m
	5(2)	長さ100cm未満の手すりを取り付ける工事	2点/箇所
	6(1)	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくする工事	10点/m ²
	6(2)	第3の6(1)以外の部分の段差を解消する工事	5点/m ² 又は 2点/箇所
	7(1)	出入口の開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所
7(2)	出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	
7(3)ア	出入口の戸に開閉のための動力装置を設置する工事	10点/箇所	
7(3)イ	出入口の戸を吊戸方式に変更する工事	5点/箇所	
7(3)ウ	ア、イ以外で出入口の戸に戸車を設置する等の改良工事	2点/箇所	
8	床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²	
9	エレベーターや階段用昇降設備の設置工事	10点/箇所	
第4 【県木】	1	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³ (0.1m ³ 未満切捨て)
第5 【克雪化】		住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事	
	1(1)	雪下ろし作業用命綱(安全带)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所
	1(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事	
		雪止め施工延長(累計)5m未満	5点/箇所
		〃 延長(累計)5m以上	10点/箇所
	1(3)	固定式ハンゴを設置し、又は取り替える工事	5点/階
		住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事	
	2(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所
2(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	
2(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	
3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	
第6 【三世帯】	1	居室の床面積の合計がリフォーム等工事着手前と比べ10m ² 以上増加する工事	1点/m ²
	2	便所・浴室・脱衣所・洗面所又は台所を1箇所以上増設する工事	10点/箇所

※「三世帯」区分で申請する場合、第3・第6の要件工事で基準点を満たさなければ、補助率上乘せの対象となりません。